

三重県公安委員会規程第4号

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程を次のように定める。

平成28年3月1日

三重県公安委員会委員長 田中 彩子

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関し、適正な運用を確保することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 街頭防犯カメラシステム 街頭防犯カメラ及びこれにより撮影した映像を表示し、検索し、又は複製するシステムをいう。
- (2) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防及び犯罪又は事故の捜査又は調査を目的として、犯罪の発生する蓋然性が高い公共空間の状況を撮影し、及び記録する装置のうち、三重県警察が設置するものをいう。
- (3) データ 街頭防犯カメラにより撮影した映像を電磁的方法（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で媒体に記録したものをいう。

(基本原則)

第3条 街頭防犯カメラシステム（以下「カメラシステム」という。）の運用に当たっては、個人のプライバシーに関する権利その他国民の権利を不当に侵害することのないよう留意するものとする。

(責任者の指定)

第4条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、カメラシステムの適正な管理及び運用を図るため、責任者を指定するものとする。

(設置場所の明示)

第5条 本部長は、街頭防犯カメラを設置している区域において、当該街頭防犯カメラを設置していることを明らかにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(データの活用)

第6条 本部長は、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のために必要な限度において、データを活用することができるものとする。

(報告)

第7条 本部長は、前条の規定によりデータを活用したときは、データを利用した理由、活用したデータの概要その他必要な事項について、三重県公安委員会に報告するものとする。

(公表)

第8条 本部長は、カメラシステムの運用状況を定期的に公表するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、カメラシステムの運用に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。